

山梨県公報

第二千五百三十四号

平成二十七年

八月十三日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………五六一

公告

○指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知(三件)……………五六二

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五六四

公安委員会

○落札者の決定について……………五六五

正誤

○平成二十七年六月四日付第二千五百十五号中……………五六五

告示

山梨県告示第二百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年八月十三日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 韮崎市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。

字甘利山一の一三・一の二二・字御座石三三四九の四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年八月十三日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南アルプス市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年八月十三日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県知事 後藤 斎

五六一

中央市（次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

中央市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る
 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
 中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十
 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、
 通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年八月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町印沢字塩破八三四、市川大門字 大畑六七四四	原川重雄
西八代郡市川三郷町山保字下佐ス五七七九、五七八 〇の一、五七八〇の一	渡辺清政
西八代郡市川三郷町山保字後八四八一の一	桐林忠雄

西八代郡市川三郷町山保字坂七六六	鷹野林
西八代郡市川三郷町山保字坂七六七の一	前嶋弘之
西八代郡市川三郷町山保字坂七八五の一、七八五の 二	長田眞市
西八代郡市川三郷町山保字正代五五〇の一、三	石原菊吉
西八代郡市川三郷町山保字大曲七七七八九	桐林進
西八代郡市川三郷町山保字日影六六五三	前嶋泰作
西八代郡市川三郷町山保字日影六六五四の一、六六 五四の八	前嶋学
西八代郡市川三郷町山保字入道七七二〇から七七二 二まで、七七二四から七七二七まで	保坂竹松
西八代郡市川三郷町山保字由沢七五〇三の一から七 五〇三の五まで	前嶋泰茂
西八代郡市川三郷町市川大門字シヨッパア六五三二 の二	稲吉潤
西八代郡市川三郷町市川大門字シヨッパア六五三八	有泉鎮子
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二七二、一二七二	上田友蔵
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二八八	古屋清三郎
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二八九	古屋直一郎
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二九一	古屋静
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二九九	遠藤伊三吉

西八代郡市川三郷町八之尻字崩一三〇六、字新三郎 伊東常蔵
一五五四、一五五六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

西八代郡市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年七月六日山梨県告示第二百三十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年八月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町高下字円栗坂二〇六六	秋山万仁
南巨摩郡富士川町高下字向山四六六〇	樋口榮
南巨摩郡富士川町高下字向山四六六一	樋口勝子

南巨摩郡富士川町高下字向山四六六五

望月籐甫

南巨摩郡富士川町高下字向山四六六六

林應寺

南巨摩郡富士川町高下字北川一二一五の一

望月国左衛門

南巨摩郡富士川町高下字北川一二一九

樋口孫兵衛

南巨摩郡富士川町最勝寺字大久保尻三〇四八

中澤章

南巨摩郡富士川町小室字ウツキ坂一七七七の二

河澄菊次郎

南巨摩郡富士川町小室字ウツキ坂一七八一の三

大森武夫

南巨摩郡富士川町小室字越沢四九〇六の二

松本廣美

南巨摩郡富士川町小室字八町山五八八九の一五七（次の図に示す部分に限る。）

松本廣美

南巨摩郡富士川町平林字下河原一五六九の二

野中富子

南巨摩郡富士川町平林字下河原一六二二の一

秋山晃二

南巨摩郡富士川町平林字琵琶沢八〇五の二

秋山茂平

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

南巨摩郡富士川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十七年七月十三日山梨県告示第二百四十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十七年八月十三日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町鰍沢字山居二六九三	依田真知
南巨摩郡富士川町鰍沢字打越二六二九の一、二六二九の二	中澤俊郎
南巨摩郡富士川町鳥屋字イセオバネ九九八、九九〇	望月亀吉
南巨摩郡富士川町鳥屋字イセオバネ九九三、九九五	望月隆三
南巨摩郡富士川町鳥屋字上ノ段一〇〇四、一〇八四から一〇九一まで	依田耕一
南巨摩郡富士川町鳥屋字上ノ段一〇九二	深沢豊子
南巨摩郡富士川町鳥屋字平松八七二、八七三、字両久保八七四、八七五	深沢秀義
南巨摩郡富士川町箱原字小僧一四〇三、一四〇五	依田登

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十七年七月十三日山梨県告示第二百四十六号

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十七年八月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 南都留郡富士河口湖町河口字金山二一五九番一、二一五九番四、二一六〇番、二一六一番、二一六二番、二一六三番四、二一六三番六、二一六三番七、二一六三番八、二一六三番九、二一六七番一、二一六八番一、二一六八番二、二一六九番一、二一六九番三、二一七〇番一及び二一七〇番六並びに字大久保山二三八九番三、二三八九番四、二三八九番五、二三八九番七、二二九〇番六、二二九〇番七、二二九二番一、二二九二番二、二二九三番一、二二九三番二、二二九三番三、二二九四番一、二二九四番二、二二九四番三、二二九四番四、二二九五番一、二二九五番二、二二九五番四、二二九五番六、二二九七番二、二二九七番三、二二九八番三、二二九八番四、二二九八番五、二二九八番六、二二九八番七、二二九八番八、二四〇一番一、二四〇一番三、二四〇一番四、二四〇一番五及び二四〇一番六及び道の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
---------	--------

道路

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区外神田二丁目十八番八号 株式会社共立メンテナンス 代表取締役

役 佐藤 充孝

公安委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年八月十三日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県警察総合的行政文書管理システム用サーバ機器等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県警察本部警務部警務課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年七月二十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社 西東京支店長 飯嶋武

(二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額 一億七千八百五十五万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十七年六月十一日

ページ

段

行

誤

正

○ 平成二十七年六月四日(第二千五百十五号) 山梨県公告(特別保護地区の指定について)

三六七

下

五

カマクグリ

カヤクグリ

正 誤

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番